

富田林市認知症条例（仮称）（案） （令和4年2月10日時点）
（第3回ワーキング資料）

（目的）

第1条 この条例は、認知症に関する施策についての基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、関係機関及び地域組織の役割を明らかにし、認知症施策の基本となる事項を定めることにより、認知症になっても笑顔で暮らせる富田林市を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 認知症 年齢に関わらず、アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいう。
- （2） 市民 市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- （3） 事業者 市内で事業を営む個人、法人又は団体をいう。
- （4） 関係機関 認知症の人の日常生活及び医療介護に携わる事業所、又その他の福祉に関わる組織・団体をいう。
- （5） 地域組織 自治会、コミュニティ、その他地域に住所を有する者により構成される組織をいう。
- （6） 認知症サポーター 認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする者をいう。

（基本理念）

第3条 次に掲げる基本理念に基づき、認知症に関する施策を推進するものとする。

- （1） 認知症になっても意思が尊重され、希望と尊厳を保持し、自分らしく暮らせるまちを目指すこと。
- （2） 認知症に関する正しい知識及び理解に基づき、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指すこと。
- （3） 認知症の人が自らの意思により、その能力を生かし社会参加をすることができる地域をつくること。

（市の責務）

第4条 市は、市民、事業者、関係機関及び地域組織と連携し、認知症に関する

施策を総合的に実施するものとする。

- 2 市は、前項の実施にあたり、認知症の人やその家族の意見の把握並びに生活課題の調査、分析及び効果検証また、必要に応じて内容の見直しを行い、認知症の人やその家族の立場に立った施策の実施に努めるものとする。
- 3 市は、前項を効果的に実施できるよう、認知症の人を含めた会議を開催する。
- 4 市は、事業者、関係機関及び地域組織が実施する認知症施策及び取組みに協力しなければならない。
- 5 市は、認知症施策を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、認知症は誰もがなりうるものであることを認識し、認知症への備えとして、知識を深め、日常生活において、自らの健康づくりに努めなければならない。

- 2 市民は、認知症の人やその家族が安心して暮らし続けられる地域づくりに向けて、交流や見守り等市民相互の支え合い活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 市民は、市、事業者、関係機関及び地域組織が実施する認知症施策及び取組みに協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、従業者が認知症に対して、正しい知識を持ち適切な対応が行えるよう、必要な研修の実施及び育成に努めるものとする。

- 2 事業者は、認知症の人やその家族が日常生活において、安心して必要なサービスや支援を受けることができるよう環境の整備に努めるものとする。
- 3 事業者は、認知症の人が、自らの意思でその能力を活用できるよう、その人の特性に応じた配慮に努めるものとする。
- 4 事業者は、市、関係機関及び地域組織が実施する認知症施策及び取組みに協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、認知症に関する専門的な知識と高い対応力を有する人材の育成に努めるものとする。

- 2 関係機関は、相互に連携し、認知症の人の状態やその家族等の状況に応じた適切な支援を行うよう努めるものとする。
- 3 関係機関は、市、事業者及び地域組織が実施する認知症施策及び取組みに協力するよう努めるものとする。

(地域組織の役割)

第8条 地域組織は、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮ら

し続けることができるよう、認知症に関する理解を深めるとともに、住民相互の支え合い及びコミュニティづくりに積極的に取り組むように努めるものとする。

- 2 地域組織は、市、事業者及び関係機関が実施する認知症施策及び取組みに協力するよう努めるものとする。

(認知症の理解・人材育成)

第9条 市は、年齢や職域に関わらず幅広く認知症に関する正しい知識の普及と理解の促進及び人材育成に努めるとともに、必要に応じて、教育機関や職能団体などと協力して取り組むものとする。

- 2 市は、幅広い世代の市民及び事業者や地域組織に対して、認知症サポーターの養成の推進及び周知を実施する。

- 3 市は、認知症サポーター等が地域で活躍するために必要な環境整備及び施策の実施に努めるものとする。

(認知症への備え等)

第10条 市は、市民が認知症への備えとして、正しい知識や情報等を得ることが出来るよう努めなければならない。

- 2 市は、認知症になることを遅らせたり、認知症になっても進行を緩やかにすることを目的とした活動を行うための環境整備及び施策の推進に努める。

- 3 市は、認知症の早期発見及びその後の適切な支援の実施に向けて、相談及び連携の体制づくりに努めるものとする。